

2021年3月3日

## 賃貸住宅入居者向け新商品「新リバップガードα」を発売 =被災時特別費用保険金・電車等運行不能賠償補償を新設=

大東建託グループの少額短期保険ハウスガード株式会社（代表取締役社長：加科 真）は入居者様向けの新商品「賃貸住宅入居者あんしん補償保険〔ペットネーム：新リバップガードα（アルファ）〕」を開発し、2021年度上期から販売を開始します。

「新リバップガードα」では、昨今の自然災害の多発を踏まえ家財の損失が少額であっても退去した場合は避難・退去の実費をお支払いできるよう補償を強化し（被災時特別費用保険金）、また、賃貸住宅に居住する高齢者が増加していること等を踏まえ、誤って線路に立ち入る等により電車等を運行不能にさせてしまったことによる損害も補償対象としました（電車等運行不能賠償補償）。これら2つの補償は少額短期保険業界において画期的なものと考えます。また従来商品に比べ、一部プランの保険料引下げも行います。なお、補償の拡充は「新リバップガードα」発売と同時に従来商品のお客さまにも適用します。

### 1. 新リバップガードαの主な特長

#### （1）被災時特別費用保険金

大型台風やゲリラ豪雨等の災害により退去し、避難・転居の費用を支出した場合の補償を拡充します。

避難・転居の費用について、従来の商品では家財の損害保険金の一律30%をお支払いする事故時諸費用保険金にて補償していました。しかし、実際に保険金をお支払いしたお客さまの状況を調査したところ、特に水災の場合、損害保険金の額が高額でない場合であっても退去を余儀なくされることが少なからず起きており、その場合は避難・転居の費用を事故時消費費用保険金では賄いきれない事態も生じていました。避難・転居の費用の補償については、支払う家財の損害保険金の30%等一定割合を上限とする、あるいは借戸室が半損以上被災することを要件とするのが一般的ですが、「新リバップガードα」では、水災の場合、家財の損害保険金が30万円以上であることを条件に、実際に発生した避難・転居の費用が一律の事故時消費費用保険金を上回った場合は、その差額を20万円まで補償することとしました。また、補償する避難・転居の費用には臨時宿泊費用、転居先賃貸住宅の仲介手数料と礼金、引越費用のみならず避難・転居先への移動のタクシー代も含まれます。

#### 【避難・転居の費用の補償例】

家財の損害が30万円、避難・転居の為に支出した費用が25万円の場合

<損害・費用の額> 合計55万円

家財の損害 30万円	避難・転居の費用 25万円
------------	---------------

<従来商品の補償> 合計39万円

家財損害保険金 30万円	事故時諸費用保険金* 9万円	不足額 16万円
--------------	----------------	----------

<新リバップガードαの補償> 合計55万円

家財損害保険金 30万円	事故時諸費用保険金* 9万円	被災時特別費用保険金 16万円
--------------	----------------	-----------------

\* 事故時諸費用保険金9万円 = 家財損害保険金30万円 × 30%

## (2) 電車等運行不能賠償補償

誤って線路に立ち入り、電車等を運行不能にさせてしまったことによる損害も1,000万円を限度に補償の対象とします。

当社では、賃貸住宅に居住する高齢者の増加への対応として、2017年6月に発売した新リバップガードにおいて、個人賠償責任補償の被保険者の範囲を拡大し、責任無能力者の親権者、法定監督義務者、代理監督義務者（親族に限る）を被保険者に含め、責任無能力者が原因となった賠償事故を補償できるようにしましたが、さらに、「新リバップガードα」では「軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能」に起因する損害賠償責任も補償の対象としたものです。個人賠償責任補償は他人の身体の障害または財物の損壊に対する賠償の発生を要件とすることが一般的ですが、「新リバップガードα」では身体障害や財物損壊に該当しない「軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能」が単独で生じてもその損害賠償責任を補償するものです。

<参考>輸送の安全を阻害する行為等に係る損害賠償支払い事例

\* 出典「鉄道利用者等の理解促進による安全性向上に関する調査」

2010年3月 国土交通省鉄道局

概要	損害賠償支払い額
遮断桿が降下した状態の踏切道に、歩行者が侵入し、線路上で動こうとしなかったため、進入してきた列車と接触して死亡した。	約 130 万円
酒に酔った旅客がホームから線路内に立ち入り、列車を遅延させた。	約 170 万円
旅客がホーム上を歩いていたら、酔っていたこともあり誤って列車に接触し、列車が通り過ぎた後、線路上に転落し負傷、列車を遅延させた。	約 100 万円

## (3) 保険料の引き下げ

募集経費等の削減により、従来商品に比べ一部プランで1%から1.5%の保険料の引下げを行います。

該当のプランの既存のお客さまについても、更新契約より引き下げた保険料を適用します。

## 2. 新商品開発の背景

当社では2014年12月の営業開始時より賃貸住宅入居者向けに保険を販売し、現在保有はおおよそ16万件（全種目で23万件）となりました。これまでにご契約いただいたお客さまの保険事故の状況を分析するとともに、高齢化社会の進行による特有のリスク等を踏まえ、補償を拡充させた新商品を発売することとしました。また、2017年6月に発売した新リバップガードよりスマートフォンで申込み方式を導入したこと等により募集経費の削減も可能となり、補償の拡充と同時に一部プランで保険料の引き下げを実現できることになりました。あわせて、お客さまファーストの観点で、普通保険約款の20か所以上にわたり、表現の明確化、平易化を行いました。

当社では今後もお客さまファーストの実現を目指して、補償内容の充実やサービスの向上に取り組んでいきます。

<本件に関するお問い合わせ先>  
少額短期保険ハウスガード株式会社 業務企画管理部 西村  
TEL：03-6718-9240